

5 職員のサービスの状況

職員のサービスについては、法第30条にサービスの根本基準が定められているほか、法令等及び上司の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止、営利企業等の従事制限などの義務や制限が課されています。

これらのサービス規律を保持するため、懲戒制度の適切な運用に努めているほか、日ごろから職員に対して注意を喚起し、その徹底を図っています。

平成17年度のサービス規律の遵守に関する主な取組状況は、次のとおりです。

任命権者	取 組 内 容	周知方法等
知事	<p>職員のサービス規律の厳正な保持について、定期的（夏季、年末及び年度末）に周知したほか、選挙の実施や職員が不祥事を起こした際など、必要に応じて随時、職員への周知等を行った。</p> <p>また、「福島県サービス監察規程」（平成4年福島県訓令第14号）に基づき、サービス規律の保持に関する監察を実施した。</p>	<p>文書による通知 各所属における所内会議、ミーティングでの周知（サービス監察） ・平成17年7月8日～8月1日 ・14機関</p>

任命権者	取 組 内 容	周知方法等
教育委員会	<p>1 教職員による不祥事が連続して発生したことから、平成17年4月に県内全公立学校長が参加する校長会議を県内各地で臨時に開催し、再発防止策について協議した。</p> <p>2 教職員による飲酒運転が連続して発生したことから、平成18年1月に道路交通法違反に係る懲戒処分基準を改正し、飲酒運転について厳罰化を行った。</p> <p>3 平成18年3月に不祥事防止チェックシートを改訂し、内容をより詳細にしたほか、個人情報の流出等、近年増加傾向にある事故について新たな内容を加えた。</p>	<p>臨時会議の開催</p> <p>文書による通知、回覧</p> <p>文書による通知、回覧</p>

任命権者	取 組 内 容	周知方法等
警察本部長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 年末年始・人事異動期における規律振粛</li> <li>・ 衆議院選挙における警察職員の規律の保持</li> </ul>	<p>通達による</p>